

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月14日
【会社名】	ピクセルカンパニーズ株式会社
【英訳名】	PIXELCOMPANYZ INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 弘明
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目7番6号
【電話番号】	03(6731)3410
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山元 俊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目7番6号
【電話番号】	03(6731)3410
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 山元 俊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 190,000,000円 第9回新株予約権証券 12,800,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 772,800,000円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 2019年2月14日(木)に開催された取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,000,000株	190,000,000	95,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,000,000株	190,000,000	95,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は95,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
190	95	100株	2019年3月4日	-	2019年3月4日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込み方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結したうえ、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法によります。

4. 申込期日に割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合、株式に係る割当を受ける権利は全て消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ピクセルカンパニーズ株式会社 管理本部	東京都港区六本木六丁目7番6号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 神田支店	東京都千代田区神田小川町二丁目5番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	40,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	12,800,000円
発行価格	新株予約権1個につき320円(新株予約権の目的である株式1株当たり3.20円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年3月4日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都港区六本木六丁目7番6号 ピクセルカンパニーズ株式会社 管理本部
割当日	2019年3月4日(月)
払込期日	2019年3月4日(月)
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 神田支店

(注) 1. 2019年2月14日(木)に開催された取締役会決議によります。

2. 申込み及び払込みは、割当予定先との間で総数引受契約を締結のうえ、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は4,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は100株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。))は、金190円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。))をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>772,800,000円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者とその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p>

	<p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2019年3月4日（本新株予約権の払込完了以降）から2020年3月3日までとする。（但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 ピクセルカンパニー株式会社 管理本部 東京都港区六本木六丁目7番6号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 神田支店 東京都千代田区神田小川町二丁目5番1号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、行使価額の150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」といいます。）の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金320円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる（本欄に基づく本新株予約権の取得を請求する権利を、「本取得請求権」といいます。）。なお、当社が、本取得請求権を行使できることとなった日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して行使価額の150%を上回った場合の当該20取引日目の日）から30取引日の間に、上記通知又は公告を行わない場合、当社は本取得請求権を喪失するものとする。なお、当社が本取得請求権の一部を行使し又は喪失した後、再び本取得請求権の行使条件が満たされた場合、当社は本取得請求権を新たに取得するものとし、当該本取得請求権については本項の規定が同様に適用される。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」といいます。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p>

	<p>新株予約権を行使することのできる期間 別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別欄「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別欄「新株予約権の行使の条件」及び別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しません。

4. その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
962,800,000	9,300,000	953,500,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額には、登記費用約5,000,000円、有価証券届出書作成費用約650,000円、割当予定先調査費用約200,000円、新株予約権の算定・届出書作成業務支援費用（東京フィナンシャル・アドバイザーズ、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢元）2,450,000円及び、弁護士費用約1,000,000円が含まれております。
3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2)【手取金の使途】

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
IR事業		
当社子会社の設立費用	20百万円	2019年3月～2019年4月
当社子会社への貸付 (当該子会社における使途：ゲーミングマシンの保有)	170百万円	2019年3月～2019年6月

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
IR事業		
当社子会社への貸付 (当該子会社における使途：ゲーミングマシンの保有)	310百万円	2019年3月～2020年3月
再生可能エネルギー事業		
当社子会社への貸付 (当該子会社における使途：太陽光発電所に係る仕入資金の一部)	203百万円	2019年3月～2020年12月
e-sports事業		
e-sports関連事業者への投融資	250百万円	2019年3月～2020年3月

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

資金使途の内容は以下のとおりです。

当社は、本新株式の発行により調達した資金をIR事業に充てたいしますが、本新株予約権により調達する資金については、いずれも優先度に優劣をつけることは出来ませんが、資金調達時の事業状況等により当社グループの事業拡大における運転資金及び設備投資資金として、「IR事業」、「再生可能エネルギー事業」、「e-sports事業」の3つの事業ドメインへの充てを計画しております。なお、充当方法について、その一部は当社から各事業を営む以下に記載した各子会社に貸し付ける方法にて充当することを計画しており、貸し出す子会社により変動いたしますが、1年から3年の期間での貸付を予定しております。なお、事業状況等を鑑み返済期日を更新することについても考えております。将来貸し付けた子会社から返済を受けた後の資金使途の方針は、基本的には子会社に対して投融資する方針ですが、資金需要に応じて流動的に対応していく予定です。また、今回実施する資金調達の資金の一部は当社安定取

益の確保のために目標とする収益資産に対する投資や事業の持続的成長に向けた投資により発生した資金ニーズであります。

（IR事業）

「IR事業」は、現在、当社子会社のLT Game Japan株式会社（以下、「LTJ社」といいます。）において、カジノ向けゲーミングマシンの開発・製造・販売を行っております。前回実施（2018年4月9日決議日）した資金調達（522百万円）において調達した資金については、ゲーミングマシンの開発・製造資金等（製造費、開発費、人件費、家賃等）に402百万円を充当しており、今後2019年6月までに追加で120百万円をゲーミングマシンの開発・製造資金等（製造費、開発費、人件費、家賃等）に充当を計画しております。

今回実施する資金調達において調達した資金の内500百万円については、2019年3月に開設を予定するピクセルカジノプラットフォーム（注1）を運営するために新たに設立する（仮称）ピクセルカジノ株式会社（以下、「ピクセルカジノ社」といいます。）の設立費用（資本金20百万円等）及びピクセルカジノ社にてレベニューシェア（注2）やレンタル時に貸し出しを行うためのゲーミングマシン350台の取得に充当することを計画（ピクセルカジノプラットフォームについては、ピクセルカジノ社の設立後、具体的な内容等についての決議を予定していることから、現時点で具体的な計画は策定しておりません。）（支出予定時期：2019年3月から2020年3月）しております。なお、ゲーミングマシンの取得については、ピクセルカジノ社は、LTJ社より、LTJ社が開発・製造したゲーミングマシンを仕入れることを予定（注3）しております。また、LTJ社がカジノ施設向けにゲーミングマシンの販売を行う際に、カジノ施設がゲーミングマシンの新規導入時にイニシャルコストの負担増加を懸念した場合には、設備購入に対し、レベニューシェアやレンタルの形態により新規導入することにより、利益の分配やレンタル料等月額費用負担でゲーミングマシンを設置することができ、カジノ施設がイニシャルコストを軽減した形で導入することができることとなります。レベニューシェアやレンタルにより、カジノ施設でLTJ社製のゲーミングマシンの導入が進むことになれば、市場での認知度向上も期待でき、その認知度向上により市場シェアの獲得が期待できることから、販売促進にもつながるものと考えております。なお、取得したゲーミングマシンについては、LTJ社からカジノ施設への販売活動と平行して、カジノ施設への導入方法の一つとしてピクセルカジノから貸し出しの実施を行う計画であり、設置する国、地域等エリア、設置期間等により異なりますが、2～3年での投資資金の回収を見込んでおります。LTJ社は常に販売の為に営業することとなりますが、販売では購入しただけのカジノ施設等に対し、レベニューシェアやレンタルでの設置を提案することを想定しております。具体的には、現時点で、未だ構想・検討段階であるため当社として確定しておりませんが、レベニューシェアやレンタルで設置するカジノが決まった際にピクセルカジノからの貸し出し若しくは、ピクセルカジノプラットフォームを通じてホルダーに対して販売を行うことを想定しております。

（注1）ピクセルカジノプラットフォームとは、LTJ社においてカジノゲーミングマシンを販売（販売先はカジノ施設以外の法人・個人等）、LTJ社が販売したカジノゲーミングマシンをその購入者から当社グループが一括借り上げ、当社グループが一括借り上げたカジノゲーミングマシンをカジノが許可された国・地域のカジノ施設へ貸付、収益をレベニューシェア、LTJ社にてカジノ施設からカジノゲーミングマシンの保守管理を受託することを計画しているものであります。詳細につきましては、平成30年3月22日付で公表しております「（仮称）ピクセルマイニングプラットフォーム及び（仮称）ピクセルカジノプラットフォームの構築に向けた検討の開始に関するお知らせ」にイメージ図とともに記載しておりますが、本届出書提出時点で最終確定している内容ではございません。なお、ピクセルカジノプラットフォームについては、当初2018年中の開設を予定しておりましたが、当社グループが開発製造を進める『鉄拳シリーズ』のIPを使用した『TEKKEN VIDEO SLOT』の販売開始予定である2019年3月にリリース時期を変更しております。

（注2）レベニューシェアとは、複数の企業が一つの事業を提携して実施し、得られる利益を分配する事であり、カジノ施設にピクセルカジノ社が保有するゲーミングマシンを設置し、売上の一部を収益として得る事業形態をいいます。

（注3）LTJ社は、2018年12月末時点での見込み生産している在庫数408台（完成在庫159台、半完成在庫249台）を有しており、ピクセルカジノ社に350台を販売する予定です。LTJ社は、当該ゲーミングマシンのピクセルカジノ者への販売により取得した資金については、ゲーミングマシンの開発・製造資金等に用途することを予定しております。

（再生可能エネルギー事業）

「再生可能エネルギー事業」は、現在、当社子会社のピクセルエスレート株式会社（以下「PXE社」といいます）において、太陽光発電施設等の開発・施工・買取・販売等を行っております。PXE社においては、太陽光発電施設等の販売を主軸として営業活動を行っておりますが、将来的には太陽光発電施設をPXE社で自己保有として取得し、売電を行うことにより、長期にわたり安定した収益を獲得できることから、自己保有用の太陽光発電施設を保有してい

くことを目標としております。太陽光発電施設をPXE社で自己保有できた場合には、売電による収益がベース収益となり、これまで行ってきた太陽光発電施設等の販売を継続することにより、収益の拡大及び事業規模の拡大に繋がるものと想定しております。

もっとも、今回実施する資金調達において調達した資金の内203百万円は、当社からPXE社に貸付を行いPX社においては販売用の太陽光発電施設に係る開発・施工・買取等の仕入資金に優先して充当することを計画(支出予定時期:2019年4月から2020年12月 開発予定地域については採算性が合えばどのエリアでも取り組む方針です。)しております。前述のとおり、当社グループとしては、自己保有用の太陽光発電施設を保有していくことを目標(注4)としておりますが、当社グループが昨年度においても損失を計上していることから、資金の回転効率の高い販売用太陽光発電施設を仕入、販売を行うことにより収益の確保を行っていく必要があることから、資金回転効率の高い販売用の太陽光発電施設の仕入を優先していく予定です。また、太陽光発電施設の販売を継続して展開していく中で、販売後に回収した売上金については、次案件の仕入資金や当社からの貸付金の返済及び各種費用の支払い等、資金状況に応じて充当していくことを予定しております。

当該事業における2018年12月期においては、2018年12月期中に引渡しを予定していた太陽光発電所の工事の遅延や系統連系の期ずれや棚卸資産の評価損を計上したことから売上高は1,690百万円となり、セグメント損失134百万円を計上しております。一方で太陽光発電施設の販売については、昨今固定買取価格が2017年に21円、2018年に18円と固定価格買取制度開始時に比べ下がってきているものの、当該事業においては、設備価格についても太陽光パネルやパワーコンディショナーの供給量の増加に伴い価格が下がっていること等から太陽光発電施設毎の収益性は維持できしており、また、当該事業は経済産業省の認可をえた設備認定権利(以下「認定ID」といいます。)の仕入が中心となっており、2017年以前の認定IDの仕入も制度の改正等に影響しますが、直ぐに仕入ができないとなるような事態は発生しないものと想定していることから、今後についても販売による収益性を確保できるものと考えております。なお、棚卸資産の評価損については、既に小形風力発電施設に係る棚卸資産は全額を評価損としており、太陽光発電施設については、都度精査しながら仕入を行っていることから棚卸資産の評価損については、一時的なものであると考えております。

第8回新株予約権においても資金使途として自己保有の太陽光発電施設に係る仕入資金若しくは販売用太陽光発電施設の仕入資金としておりましたが、第8回新株予約権で調達した資金については、販売用太陽光発電施設の仕入資金として充当いたしました。

(注4)当社グループは本届出書提出時点で保有している自己保有用太陽光発電施設はございませんが、2020年12月までに合計約3,400百万円(10メガワット)規模の太陽光発電施設を自己にて保有し、売電を実施することを目標としております。太陽光発電所の自己保有時には10%から20%程度の自己資金が必要となるケースが多く、自己保有用の太陽光発電施設の取得時はその自己資金部分に充当するものであり、自己資金を除く80%から90%については、当該太陽光発電設備を担保とした借入等により調達を予定しており、3,400百万円規模は自己資金と借入金の合計であります。

(e-sports事業)

「e-sports事業」は、昨年11月にe-sportsスタジアムの開設、e-sports事業者の誘致、貸出し、広告・協賛の取次、プロデュース等を行うことを目的として新たに創設した事業となります。

e-sportsとは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技としてとらえる際の名称となります。e-sportsの市場規模は年々増加しており、競技人口の増加、世界大会の開催等、今後も市場拡大が見込まれております。また、日本国内においてもe-sports関連団体の設立や2019年茨城国体でe-sports大会が開催されることが決定するなど、広がりを見せております。また、e-sportsスタジアムの企画にあたり、当社グループにおける再生可能エネルギー事業での太陽光発電所に係る用地仕入等で得た不動産の仕入ノウハウを活用した用地選定が可能であると考えております。

今回実施する資金調達において調達した資金の内250百万円は、e-sportsスタジアムの取得や運営等を行うe-sports関連事業者への投融資に250百万円を充当することを計画(支出予定時期:2019年3月から2020年3月)しております。なお、当社グループは昨年11月時点では当社グループ単独でe-sports事業の展開を計画しておりましたが、当社グループ単独で事業展開するためには多額の資金負担の可能性があったことから、複数事業者と共同で事業展開を行うこととし、現在協業先の選定を行っており、協業先の選定後、協業先からの出資形態等とあわせて、資金充当方法については、改めて協議していく予定であります。

本新株予約権の発行により調達した資金については、資金調達の資金使途が、当社の安定収益の確保及び企業価値向上のために必要なものであり、優先度は全てが高いものとなることから、払込が行われる都度、各事業環境及び市場動向等を勘案し、上記資金使途に適宜充当いたします。

<新株式及び第8回新株予約権で調達した資金(1,004百万円)の充当状況(取締役会決議日:2018年4月9日)>

当社は、2019年1月22日付にて公表した「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、資金使途について変更しております。

当初の資金使途である(仮称)ピクセルマイニングプラットフォームの開発資金等及びASIC(マイニングマシン)の仕入資金については、ビットコインの採掘難易度の指標であるハッシュレートの急騰や市場価格の大幅な変動等から追加投資及び構築に向けて検討中であったマイニングプラットフォームのリリースを再検討し、一時中止としておりますが、今後の市場動向等を勘案して再度投資判断を行うことといたしました。そのため、資金需要のあるIR事業におけるゲーミングマシンの開発・製造資金等及びフィンテック・IoT事業におけるシステム開発等の人件費及び外注費等に振り替えて充當いたしました。なお、2018年12月21日付で公表した「特別損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、保有していたASICについては、減損処理しておりますが、マイニングプラットフォームについては、構築に向けての検討開始の初めの段階で仮想通貨の下落等から検討を2018年5月～6月に一時中止していたことから費用発生はありませんでした。当社といたしましても、今後ともビットコインを始めとする仮想通貨の市場動向には注視して参るものの、調達した資金をIR事業におけるゲーミングマシンの開発・製造資金等やフィンテック・IoT事業におけるシステム開発等の人件費及び外注費等、資金が先行して必要となる事業へ充當していくことが当社グループの成長に資するものと考え変更に至っております。

なお、(仮称)ピクセルカジノプラットフォームについては、2018年11月12日付「当社グループの事業進捗に関するお知らせ」にて、公表させていただいた通り、本年3月のリリース予定とさせていただいていることから支出予定時期を変更しております。

資金使途の変更前及び変更後は以下のとおりとなります。

(変更前)

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
IR関連事業		
ゲーミングマシンの開発・製造資金等	200百万円	2018年4月～2018年9月
(仮称)ピクセルカジノプラットフォームの開発資金等	30百万円	2018年4月～2018年12月
フィンテック・IoT事業		
(仮称)ピクセルマイニングプラットフォームの開発資金等	30百万円	2018年4月～2018年12月
ブロックチェーン技術とスマートコントラクトを活用したシステム開発資金等	33百万円	2018年4月～2018年12月

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
IR関連事業		
ゲーミングマシンの開発・製造資金等	150百万円	2018年4月～2019年2月
(仮称)ピクセルカジノプラットフォームの開発資金及びプロモーション費用等	20百万円	2018年4月～2018年12月
フィンテック・IoT事業		
ASIC(マイニングマシン)の仕入資金	323百万円	2018年4月～2018年12月
(仮称)ピクセルマイニングプラットフォームの開発資金及びプロモーション費用等	20百万円	2018年4月～2018年12月
ブロックチェーン技術とスマートコントラクトを活用したシステム開発資金等	10百万円	2018年4月～2018年12月
再生可能エネルギー事業		
太陽光発電所に係る仕入資金の一部	400百万円	2018年4月～2019年12月

（変更後）

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期	充当済金額（ ）
IR関連事業			
ゲーミングマシンの開発・製造資金等	230百万円	2018年4月～2018年9月	230百万円
（仮称）ピクセルカジノプラットフォームの開発資金等	30百万円	2018年4月～2019年3月	-
フィンテック・IoT事業			
ブロックチェーン技術とスマートコントラクトを活用したシステム開発資金等	33百万円	2018年4月～2018年12月	33百万円

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期	充当済金額
IR関連事業			
ゲーミングマシンの開発・製造資金等	292百万円	2018年4月～2019年6月	172百万円
（仮称）ピクセルカジノプラットフォームの開発資金及びプロモーション費用等	20百万円	2018年4月～2019年4月	-
フィンテック・IoT事業			
ブロックチェーン技術とスマートコントラクトを活用したシステム開発資金等	33百万円	2018年4月～2018年12月	33百万円
システム開発等における人件費及び外注費等	178百万円	2018年4月～2019年3月	134百万円
再生可能エネルギー事業			
太陽光発電所に係る仕入資金の一部	400百万円	2018年4月～2019年12月	165百万円

（ ） 充当済金額については、2018年12月末時点の金額となります。

上記の結果、充当状況は下記のとおりとなります。

「IR関連事業」においては、ゲーミングマシンの開発・製造資金等に約402百万円を充当しております。

「フィンテック・IoT事業」においては、ブロックチェーン技術とスマートコントラクトを活用したシステム開発資金等に66百万円を充当しております。また、システム開発等における人件費及び外注費等に約134百万円を充当しております。

「再生可能エネルギー事業」においては、太陽光発電所に係る仕入資金の一部として165百万円を充当しております。

なお、本新株予約権の未行使残個数は7,200個（720,000株）となり、未行使残存額は218百万円となります。

いずれも優先度に優劣をつけることは出来ず、資金調達時の事業状況等により充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称		後方支援投資事業組合
	本店の所在地		東京都港区赤坂二丁目9番2号
	設立根拠		民法に規定する任意組合
	出資総額		1.29百万円（2019年2月13日現在） なお、今後の新株式及び新株予約権の払込みにより出資総額は増加する見込みではありますが、出資者への分配等行う予定であることから将来的な出資総額は500百万円となる予定です。
	組成目的		有価証券等への投資
	組成日		2015年7月1日
	主たる出資者及びその出資比率		中谷 正和 99.9%
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称	ソラ株式会社
		本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目9番2号
		代表者の役職・氏名	代表取締役 中谷 正和
事業内容		投資運用業	
資本金の額		30万円	
主たる出資者及びその出資比率		中谷 正和 50% 眞野 定也 50%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係		2018年12月31日時点で当社普通株式280,000株（発行済株式総数に対する所有株式数の1.36%）及び当社新株予約権7,200個を保有しております。
	人事関係		該当事項無し
	資金関係		該当事項無し
	技術又は取引等関係		該当事項無し

c. 割当予定先の選定理由

当社グループは、太陽光発電施設の販売・取次を行う「再生可能エネルギー事業」、金融機関向けシステム開発・システムインテグレーションを行う「フィンテック・IoT事業」、カジノゲーミングマシンの製造・開発を行う「IR事業」をコア事業とし、2018年11月に新たにe-sports事業に参入しグループ全体の企業価値向上に向け、各事業の基盤構築を進めております。

当社は、2018年3月に中期経営計画を策定・公表し、事業ポートフォリオの変革に取り組んでまいりました。また、継続した安定収益の獲得の為、太陽光発電施設、レベニューシェア用ゲーミングマシン等の資産に対し目標投資額として80億円（2018年から2020年までの3年間累計金額）の投資を行う方針を掲げておりました。しかしながら、2018年12月期につきましては、再生可能エネルギー事業においては、小形風力発電施設の販売に向けた認定IDの取得等に係る費用を棚卸資産として計上しておりましたが、2018年4月の固定価格買取制度見直しによるFIT価格引き下げが行われたことから、小形風力発電事業の収益性低下が認められたため、棚卸資産に計上していた小形風力発電施設の認定ID取得等に係る費用を「棚卸資産の評価に関する会計基準」に基づき棚卸資産の評価損を計上したことや2018年12月期中に引渡しを予定していた太陽光発電所の工事の遅延及び系統連系の期ずれにより当初計画を下回りました。また、IR関連事業においても、当社グループが主力市場と考えるマカオ市場での販売準備（DICJの承認等）は順調に推移したものの、他の地域での販売が進まなかったことから2018年12月期中の売上計上には至らず、当初計画を下回りました。フィンテック・IoT事業においても仮想通貨関連事業（マイニング事業）での市場環境の大幅な変化、金融機関向けの仕掛案件の期ずれ及びスマートコントラクトシステム受託開発に係る開発原価の先行計上等から当初計画を下回りました。

なお、2018年12月期においては、手元資金の獲得のために太陽光発電施設を売却する等、資金の回転及び利益の確保を優先させ事業活動に取り組んだことから、収益資産への投資は未実施となりました。

上記の結果、2018年3月に中期経営計画で掲げた2018年12月期の業績計画値に対しての実績値は、連結売上高2,351百万円（計画比49.13%）連結営業損失1,096百万円（計画値は連結営業利益100百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,544百万円（計画値は親会社株主に帰属する当期純利益10百万円）となっております。

当社は、このような背景を踏まえ、当社グループを取り巻く事業環境や市場環境の変化、資金の流動化及び利益の確保の必要性から、当社が掲げた中期経営計画に関して改めて慎重に検討を重ねていく必要があると考え2019年2月14日に取下げを決定いたしました。

一方で、中期経営計画に掲げておりました収益資産に対する積極投資については、安定した収益の確保のため、実施していきたいと考えており、太陽光発電施設（2020年12月期までに10メガワットを目標とし、約34億円の投資）、カジノゲーミングマシン及びカジノプラットフォームに対し投資を行うことを計画しております。そのため、最適なタイミングで順次資金を投下できるように当社の手元資金を強化することを目的として、前述5〔新規発行による手取金の使途〕(2)〔手取金の使途〕に記載の当社グループの事業拡大を行うための運転資金及び設備投資資金の資金調達を検討するに至りました。IR事業の運転資金及び設備投資資金、再生可能エネルギー事業の設備投資資金は当社グループのコア事業における事業領域の拡大ならびに、将来の収益獲得に向けた先行投資であり、当社グループの運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ、機動的な投資を行うことができるようにするためには、早い段階での新たな資金調達が必要であると考えております。当社は前述した安定収益の確保のために目標とする収益資産への投資（太陽光発電施設の取得やカジノ用ゲーミングマシンの取得）における投資額の調達方法として、エクイティ・ファイナンス、ローン（社債、リース、ノンリコース等）を想定しておりますが、ローンについては、一定の時間がかかることから、エクイティ・ファイナンスでの資金調達を検討して参りました。そのような状況の中、これまで当社で実施した第三者割当増資において資金調達実績のある後方支援投資事業組合との間で直接金融による資金調達を検討し、当社グループに必要な資金を調達するために、資金調達の確実性を考慮した新株式の発行による資金調度を交渉してまいりました。なお、当社が昨年発行した第8回新株予約権が7,200個残存しておりますが、前述5〔新規発行による手取金の使途〕(2)〔手取金の使途〕に記載する資金ニーズが発生したことから新たに資金調達をおこなうものとなります。また、2017年12月期に損失を計上していた状況において、昨年当社の第三者割当増資を引き受けていただいた後方支援投資事業組合が引き受けに前向きでありましたが、当社グループが損失を計上している状況であったことから他の引受候補先との交渉は進みませんでした。後方支援投資事業組合は当社第8回新株予約権を7,200個保有しておりますが、その行使方針については、株価の状況にあわせて行使していく方針であるとのこと。なお、行使方針については、当社の代表取締役社長の吉田弘明が後方支援投資事業組合の業務執行組合員であるソラ株式会社代表取締役の中谷氏から口頭で確認しております。

割当予定先である後方支援投資事業組合との交渉において、当社の業績を勘案すると全額を新株で引き受けることは難しいものの、新株式及び新株予約権を併用した方法若しくは全て新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても当社グループの資金ニーズの規模が10億円であることや資金使途が当社及び当社グループの運転資金及び設備投資資金であり、支出時期が段階的になることを勘案した結果、一度に大幅な希薄化が生じることを回避できるメリットがあることから、新株式及び新株予約権を割り当てる方法で本資金調達を実施することといたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
後方支援投資事業組合	新株 1,000,000株 新株予約権 40,000個 (その目的となる株式 4,000,000株)

e. 株券等の保有方針

新株式

本新株式の割当予定先である後方支援投資事業組合は、本株式の保有目的は純投資目的であることを口頭で確認しております。但し、割当予定先は、売却にあたっては、当社普通株式の株価への影響、その他当社に与える影響を総合的に勘案して行う方針とのこともあわせて口頭で確認しております。なお、当社は、割当予定先である後方支援投資事業組合から、割当予定先が払込期日から2年以内に本新株式により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

新株予約権

本新株予約権の割当予定先である後方支援投資事業組合の保有目的について、本新株式と同様に保有目的は純投資目的であり、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式については、当社普通株式の市場価額よりも本新株予約権の行使価額が低い場合には、本新株予約権を行使したうえで、当社普通株式を市場で売却する可能性が

あることを当社の代表取締役社長の吉田弘明が後方支援投資事業組合の業務執行組合員であるソラ株式会社の代表取締役の中谷氏から口頭で確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である後方支援投資事業組合の預金通帳の写しにて財政状態について確認したところ、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を有していない状況でありました。その理由につき、当社の代表取締役社長の吉田弘明が後方支援投資事業組合の業務執行組合員であるソラ株式会社の代表取締役の中谷氏から口頭で確認したところ、出資者に対する分配を行っている為とのことでした。

そのため、当社は割当予定先である後方支援投資事業組合に払込みに要する資金の調達について確認したところ、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金については、同組合の出資者である中谷氏から同組合への出資によって調達する予定であること、並びに、中谷氏が所有する法人等へ自己資金を貸し付けていることから、中谷氏においても現時点において本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに要する資金に満たない状態ではありますが、中谷氏は融資している資金の返金を基に、その資金を同組合へ出資して本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金として充当する意向であるとのことでした。一方、後方支援投資事業組合の出資者である中谷氏としては、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金の調達として、中谷氏を借主とし、wealth multi limited (263 Main Street, P.O.Box 2196, Road Town, Tortola, British Virgin Islands Director Junji Shimizu (清水淳司)) を貸主とする2019年1月30日付限度貸付契約書にて確認し、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みまでに、中谷氏が融資している資金の返金がなかった場合には、当該限度貸付契約に基づき、wealth multi limitedから資金を調達する意向であることを確認いたしました。当該限度貸付契約の内容につきましては、貸付金額12億円を年率2%で貸付可能期間である2019年1月30日から2021年1月末日までの期間において、中谷氏が希望する実行希望日までにwealth multi limitedに通知することによって貸付を実行し、2028年1月末日までの返済期限までに返済することとなり、限度貸付契約において貸付人の貸付義務についても明記されております。当社は、中谷氏に貸し付けるwealth multi limitedの貸付原資がwealth multi limitedの自己資金であること、別途wealth multi limitedが他社から借り入れた資金でないことを中谷氏を介して確認しており、wealth multi limitedからは、2019年1月25日現在の残高証明書を受領し、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を貸付できる十分な現預金を有していることを確認しております。なお、当該限度貸付契約書には本新株予約権(行使により取得した株式を含む)に対する担保設定等に関する条項はございません。そのため、当社といたしましては、割当予定先である後方支援投資事業組合の払込みに要する資金については、資金調達の確実性があり、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みについては、問題ないと判断いたしました。

g. 割当予定先の実態

割当予定先並びに割当予定先の役員、出資者の関係者並びに関係会社及び後方支援投資事業組合に対する出資者の借入先であるwealth multi limited。(以下、「割当予定先等」と総称します。)が反社会的勢力との関係を有しているか否か、並びに割当予定先等が違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2丁目8番11号、代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼いたしました。その結果、いずれの割当予定先等についても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項も確認されなかったとの回答を得ております。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株式（本新株予約権の行使により交付される株式を含みます。）について当該事項はありません。

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付される株式を第三者に譲渡することを防げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日（2019年2月13日）の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値208円を基準とし、割当予定先との協議した結果、直前取引日の終値である208円から8.65%ディスカウントした190円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価額に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価額）を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価額を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

また、発行価額のディスカウント率を8.65%とした経緯としましては、当社と割当予定先との発行価額における交渉は、直近の市場価額に基づく直前取引日の終値を前提として交渉を行いましたが、当社グループが、2018年12月期においても継続して純損失を計上する見込みであることから、割当予定先から相当程度のディスカウントを求められており、当社としても、当社の脆弱な財務状況において本新株式の発行を実現するには、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、当該発行価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である208円から8.65%のディスカウント、当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である250.76円から24.24%のディスカウント、当該直近取引日までの3カ月間の終値平均である278.09円から31.68%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である295.99円から35.81%のディスカウントとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員からも、取締役会において決定された発行価額は、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、また、8.65%のディスカウント率についても、本第三者割当による増資規模（1.9億円）の必要性、本第三者割当で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響（詳細は、下記「（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」を参照）、当社の業績及び信用リスク、割当予定先である後方支援投資事業組合が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び日証協指針も勘案されていることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢 元）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（2019年2月13日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート 0.166%）、ボラティリティ（50.65%）、クレジット・コスト（25.56%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近1年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2019年3月4日から2020年3月3日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を320円（1株当たり3.20円）と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近1年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金320円(1株当たり3.20円)といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2019年2月13日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値である208円から8.65%ディスカウントした190円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定したのは、当社としましては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前取引日までの1か月間の終値平均である250.78円から24.24%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である278.09円から31.68%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である295.99円から35.81%のディスカウントとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員から、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、本新株式及び本新株予約権に係る有価証券届出書の作成支援を行っておりますが、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,000,000株及び4,000,000株の合計5,000,000株となり、2018年12月31日現在の発行済株式総数20,486,600株(議決権数204,810個)に対して、合計24.41%(議決権比率24.41%)の希薄化が生じます。

また、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数4,000,000株に対して、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、395,976株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の9.90%であります。本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数4,000,000株を行使期間である1年間(245日/年間営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は16,326株となり、上記1日あたりの平均出来高の4.12%となるため、本資金調達及ばず株価への影響は限定的であると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社としましては、今回の資金調達は、当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
A-1投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂九丁目6番27号	1,825,000	8.91%	1,825,000	8.49%
後方支援投資事業組合	東京都港区赤坂二丁目9番2号	280,000	1.36%	1,280,000	5.95%
吉田 弘明	千葉県千葉市中央区	795,000	3.88%	795,000	3.70%
木村 壽一	東京都荒川区	717,489	3.50%	717,489	3.34%
株式会社ユニテックス	大阪府大阪市浪速区桜川四丁目 1番32号	650,000	3.17%	650,000	3.02%
山口 秀紀	東京都目黒区	501,200	2.44%	501,200	2.33%
片桐 浩治	神奈川県横浜市神奈川区	283,000	1.38%	283,000	1.31%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	244,800	1.19%	244,800	1.14%
藤原 勝	大阪府大阪市西区	232,800	1.13%	232,800	1.08%
株式会社ビューズ	大阪府大阪市西区北堀江二丁目 7番8号	180,000	0.87%	180,000	0.83%
計		5,709,289	27.86%	6,709,289	31.23%

(注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を切り捨てしております。

2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年12月31日時点の株主名簿及び2019年2月13日までに当社が確認した大量保有報告書に基づき算定しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株式の第三者割当後の総議決権数214,810個に対する割合です。

(2) 本新株予約権が全株行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
後方支援投資事業組合	東京都港区赤坂二丁目9番2号	280,000	1.36%	5,280,000	20.72%
A-1投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂九丁目6番27号	1,825,000	8.91%	1,825,000	7.16%
吉田 弘明	千葉県千葉市中央区	795,000	3.88%	795,000	3.12%
木村 壽一	東京都荒川区	717,489	3.50%	717,489	2.81%
株式会社ユニテックス	大阪府大阪市浪速区桜川四丁目 1番32号	650,000	3.17%	650,000	2.55%
山口 秀紀	東京都目黒区	501,200	2.44%	501,200	1.96%
片桐 浩治	神奈川県横浜市神奈川区	283,000	1.38%	283,000	1.11%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	244,800	1.19%	244,800	0.96%
藤原 勝	大阪府大阪市西区	232,800	1.13%	232,800	0.91%
株式会社ヴェーズ	大阪府大阪市西区北堀江二丁目 7番8号	180,000	0.87%	180,000	0.70%
計		5,709,289	27.86%	10,709,289	42.02%

- (注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を切り捨ててしております。
2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年12月31日時点の株主名簿及び2019年2月13日までに当社が確認した大量保有報告書に基づき算定しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本件による新株式の割当及び全ての新株予約権の権利行使後の総議決権数254,810個に対する割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】**事業等のリスクについて**

後記「第四部 組込情報」に記載の最近事業年度にかかる有価証券報告書又は最近事業年度のよく事業年度に掛かる四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2019年2月14日）までの間において、変更が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の変更を記載したものであり、変更箇所は下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記の の文章を除いて当該事項は本有価証券届出書提出日（2019年2月14日）現在においてその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

～ 略

株式価値希薄化のリスク

当社グループは、ストック・オプション制度を採用しており、本有価証券届出書提出日時点でストック・オプションとして発行している新株予約権は3,829,300株（既行使分を除く）であり、このほか、資金調達のために新株予約権を720,000株（既行使分を除く）発行しております。本件第三者割当増資による新株式の発行及び新株予約権の発行後、その権利行使によって増加する全ての株式の数量（募集株式の総数）は5,000,000株（議決権数50,000個）であり、本件第三者割当増資前の当社の発行済株式20,486,600株（議決権数204,810個）の24.41%、総議決権数でも24.41%となります。これらの結果、潜在株式総数は8,549,300株となり、これは発行済株式数と潜在株式数との合計（29,035,900株）に対し29.44%に当たり、これらの潜在株式は将来的に当社株式希薄化の要因となり、当社の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

略

資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2019年2月14日）現在、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2018年4月25日 (注)1	1,000,000	16,516,600	151,500	1,741,197	151,500	2,337,297
2018年1月1日～2018年 12月31日 (注)2	3,970,000	20,486,600	555,234	2,296,432	555,234	2,892,532

(注)1 有償第三者割当による新株式発行 発行価額 303円・資本組入額 151円
割当先 後方支援投資事業組合

2 新株予約権の行使による増加であります。

最近の業績の概要

2018年12月期に係る連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりとなります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	222,444	443,879
売掛金	246,592	140,010
製品	198,271	166,177
仕掛品	272,515	663,065
前渡金	542,705	700,452
その他	273,928	218,216
貸倒引当金	48,404	49,531
流動資産合計	1,708,054	2,282,269
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,674	12,577
減価償却累計額	6,358	6,678
建物（純額）	5,316	5,898
車両運搬具	12,864	12,864
減価償却累計額	11,196	12,864
車両運搬具（純額）	1,667	0
工具、器具及び備品	50,581	71,276
減価償却累計額	20,413	46,094
工具、器具及び備品（純額）	30,168	25,181
その他	984	829
減価償却累計額	690	829
その他（純額）	293	0
有形固定資産合計	37,445	31,080
無形固定資産		
のれん	207,985	31,440
その他	5,902	370
無形固定資産合計	213,888	31,810
投資その他の資産		
投資有価証券	3,000	3,000
長期貸付金	472,009	470,009
長期未収入金	220,000	220,000
その他	73,066	55,280
貸倒引当金	548,547	676,554
投資その他の資産合計	219,528	71,736
固定資産合計	470,862	134,627
資産合計	2,178,916	2,416,897

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	99,251	142,011
短期借入金	702,264	581,862
1年内返済予定の長期借入金	-	19,500
未払金	149,308	136,349
未払法人税等	5,390	12,061
前受金	345,710	746,593
その他	96,806	105,669
流動負債合計	1,398,732	1,744,047
固定負債		
長期借入金	1,807	25,000
その他	19,241	15,649
固定負債合計	21,048	40,649
負債合計	1,419,781	1,784,697
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,589,697	2,296,432
資本剰余金	1,794,408	2,501,143
利益剰余金	2,710,874	4,255,263
株主資本合計	673,232	542,312
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	39,828	46,083
その他の包括利益累計額合計	39,828	46,083
新株予約権	46,073	43,804
純資産合計	759,135	632,200
負債純資産合計	2,178,916	2,416,897

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	11,325,172	2,351,875
売上原価	10,288,700	2,238,433
売上総利益	1,036,471	113,441
販売費及び一般管理費	2,280,627	1,209,789
営業損失()	1,244,156	1,096,348
営業外収益		
受取利息	7,757	142
受取家賃	6,523	3,000
消費税差額金	19	4,845
その他	54,040	5,561
営業外収益合計	68,341	13,549
営業外費用		
支払利息	105,946	25,159
為替差損	5,683	12,948
新株発行費	6,156	23,064
持分法による投資損失	52,102	-
その他	86,561	4,183
営業外費用合計	256,451	65,356
経常損失()	1,432,265	1,148,154
特別利益		
固定資産売却益	1,672	-
補助金収入	12,705	7,613
関係会社株式売却益	32,460	-
その他	11,000	-
特別利益合計	57,838	7,613
特別損失		
減損損失	337,517	241,910
賃貸借契約解約損	-	4,644
貸倒引当金繰入額	151,422	128,022
過年度消費税等	-	18,448
固定資産除却損	3,120	-
関係会社株式売却損	687,419	-
その他	75,595	2,895
特別損失合計	1,255,075	395,921
税金等調整前当期純損失()	2,629,502	1,536,462
法人税、住民税及び事業税	30,137	2,226
過年度法人税等	-	6,009
法人税等調整額	10,876	309
法人税等合計	41,013	7,926
当期純損失()	2,670,515	1,544,389
親会社株主に帰属する当期純損失()	2,670,515	1,544,389

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純損失()	2,670,515	1,544,389
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	-	-
為替換算調整勘定	6,766	6,254
持分法適用会社に対する持分相当額	151,119	-
その他の包括利益合計	157,886	6,254
包括利益	2,828,402	1,538,134
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,828,402	1,538,134
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,183,821	1,388,532	40,358	2,531,995
当期変動額				
新株の発行	405,876	405,876		811,752
親会社株主に帰属する 当期純損失()			2,670,515	2,670,515
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	405,876	405,876	2,670,515	1,858,763
当期末残高	1,589,697	1,794,408	2,710,874	673,232

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額		
当期首残高	197,714	197,714	46,866	2,776,577
当期変動額				
新株の発行				811,752
親会社株主に帰属する 当期純損失()				2,670,515
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	157,886	157,886	792	158,678
当期変動額合計	157,886	157,886	792	2,017,442
当期末残高	39,828	39,828	46,073	759,135

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,589,697	1,794,408	2,710,874	673,232
当期変動額				
新株の発行	706,734	706,734		1,413,469
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			1,544,389	1,544,389
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	706,734	706,734	1,544,389	130,919
当期末残高	2,296,432	2,501,143	4,255,263	542,312

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額		
当期首残高	39,828	39,828	46,073	759,135
当期変動額				
新株の発行				1,413,469
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）				1,544,389
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	6,254	6,254	2,269	3,985
当期変動額合計	6,254	6,254	2,269	126,934
当期末残高	46,083	46,083	43,804	632,200

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	2,629,502	1,536,462
減価償却費	74,667	34,221
減損損失	337,517	241,910
のれん償却額	242,643	23,923
貸倒引当金の増減額(は減少)	139,150	129,134
その他の引当金の増減額(は減少)	7,057	-
受取利息及び受取配当金	7,758	142
消費税差額金	19	4,845
支払利息	105,946	25,159
新株発行費	6,156	23,064
持分法による投資損益(は益)	52,102	-
為替差損益(は益)	5,683	953
賃貸借契約解約損	-	4,644
過年度消費税等	-	18,448
固定資産除却損	3,120	-
固定資産売却損益(は益)	1,672	-
関係会社株式売却益	32,460	-
関係会社株式売却損	687,419	-
売上債権の増減額(は増加)	207,780	106,582
たな卸資産の増減額(は増加)	260,923	358,454
前渡金の増減額(は増加)	112,159	251,822
未収入金の増減額(は増加)	10,897	24,673
前払費用の増減額(は増加)	24,522	28,687
仕入債務の増減額(は減少)	154,565	42,101
未払金の増減額(は減少)	195,726	31,407
前受金の増減額(は減少)	155,845	400,883
その他	6,540	14,735
小計	1,152,425	1,083,792
利息及び配当金の受取額	7,758	142
利息の支払額	121,901	9,321
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	127,925	1,263
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,394,494	1,094,234

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	43,916	16,966
有形固定資産の売却による収入	439,571	-
無形固定資産の取得による支出	26,908	2,512
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2,066,102	-
貸付けによる支出	436,970	250
貸付金の回収による収入	81,645	6,250
その他	9,702	9,956
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,069,822	3,522
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	1,522,154	49,171
長期借入れによる収入	100,000	-
長期借入金の返済による支出	655,981	20,807
社債の償還による支出	250,000	-
株式の発行による収入	795,240	1,376,819
新株予約権の発行による収入	15,720	11,316
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,517,175	1,318,157
現金及び現金同等物に係る換算差額	705	1,034
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	841,141	221,434
現金及び現金同等物の期首残高	1,063,586	222,444
現金及び現金同等物の期末残高	222,444	443,879

（５）連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第38号 2018年3月14日）を、当連結会計年度から適用しており、当社連結子会社が保有する仮想通貨については、活発な市場が存在する仮想通貨については、市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は、当期の損益として計上しております。

なお、当連結会計年度においては、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

1．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、商品の系列及び市場の類似性を考慮して事業別セグメントに区分しており、「再生可能エネルギー事業」、「フィンテック・IoT事業」、「IR事業」の3つを報告セグメントとしております。

「再生可能エネルギー事業」は、太陽光発電施設の開発・施工・買取・販売等を行っております。「フィンテック・IoT事業」は、金融機関向けシステム開発、IT業務の技術支援サービス及びブロックチェーン技術を用いたシステム開発を行っております。「IR事業」は、カジノゲーミングマシンの開発・製造・販売を行っております。

2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されているセグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

3．報告セグメントの変更

前連結会計年度におけるハイブリッド・サービス株式会社及び株式会社ビー・エイチの連結除外に伴い、「オフィスサプライ事業」及び「美容・越境事業」は報告セグメントから除いております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

4. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2、 4、5、 7、8	連結財務諸 表計上額 (注)3
	再生可能 エネルギー 事業	フィンテック・IoT事業 (注)6	IR事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,956,891	1,963,777	-	3,920,668	7,404,504	11,325,172	-	11,325,172
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,956,891	1,963,777	-	3,920,668	7,404,504	11,325,172	-	11,325,172
セグメント利益又は損失 ()	23,672	222,552	650,750	849,630	38,773	810,857	433,299	1,244,156
セグメント資産	676,707	589,576	486,309	1,752,593	35,531	1,788,124	390,791	2,178,916
その他の項目								
減価償却費	111	51,654	1,227	52,993	11,623	64,616	10,051	74,667
のれん償却額	-	217,968	9,932	227,900	14,742	242,643	-	242,643
減損損失	-	311,898	-	311,898	-	311,898	25,619	337,517
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	1,715	26,848	37,949	66,512	-	66,512	10,740	77,253

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オフィスサプライ事業、美容・越境事業、海外事業及びファシリティ関連事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 433,299千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門等にかかる費用であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4. セグメント資産の調整額390,791千円は、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の現金及び預金や管理部門等にかかる資産であります。

5. 減価償却費の調整額10,051千円は、セグメント資産の調整額に含まれる固定資産の減価償却費であります。

6. フィンテック・IoT事業の減損損失には、のれんの減損損失285,005千円を含んでおります。

7. 減損損失の調整額25,619千円は、提出会社の管理部門等にかかる固定資産の減損損失であります。

8. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額10,740千円は、提出会社の管理部門等にかかる設備投資額であります。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2、 4、5、 7、8	連結財務諸 表計上額 (注)3
	再生可能 エネルギー 事業	フィンテック・IoT事業 (注)6	IR事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,690,169	624,384	-	2,314,553	37,321	2,351,875	-	2,351,875
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,690,169	624,384	-	2,314,553	37,321	2,351,875	-	2,351,875
セグメント利益又は損失 ()	135,036	192,162	384,714	711,912	17,044	728,957	367,391	1,096,348
セグメント資産	826,910	427,630	687,024	1,941,564	26,494	1,968,059	448,838	2,416,897
その他の項目								
減価償却費	1,801	30,146	1,002	32,950	-	32,950	1,271	34,221
のれん償却額	-	11,740	9,932	21,672	2,251	23,923	-	23,923
減損損失	1,000	234,771	-	235,771	-	235,771	6,139	241,910
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2,493	105,619	-	108,113	-	108,113	7,411	115,524

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外事業等を含んでおりません。

2. セグメント損失の調整額 367,391千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは報告セグメントに帰属しない提出会社の管理部門等にかかる費用であります。
3. セグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
4. セグメント資産の調整額448,838千円は、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の現金及び預金や管理部門等にかかる資産であります。
5. 減価償却費の調整額1,271千円は、セグメント資産の調整額に含まれる固定資産の減価償却費であります。
6. フィンテック・IoT事業の減損損失には、のれんの減損損失152,621千円を含んでおります。
7. 減損損失の調整額6,139千円は、提出会社の管理部門等にかかる固定資産の減損損失であります。
8. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額7,411千円は、提出会社の管理部門等にかかる設備投資額であります。

〔関連情報〕

前連結会計年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を記載しているため、省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アスクル株式会社	2,177,407	オフィスサプライ事業

(注) オフィスサプライ事業は前第4四半期連結会計期間において撤退しているため、主要な顧客ごとの売上高は前第3四半期連結累計期間の業績となっております。

当連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を記載しているため、省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社バリュープランニング	254,761	フィンテック・IoT事業

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

セグメント情報に同様の情報を記載しているため、省略しております。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

セグメント情報に同様の情報を記載しているため、省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

	再生可能 エネルギー 事業	フィンテック ・IoT事業 (注)3	IR事業	その他 (注)1、2、 4	全社・消去	合計
当期償却額	-	217,968	9,932	14,742	-	242,643
当期末残高	-	164,362	37,245	6,378	-	207,985

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オフィスサプライ事業、美容・越境事業、海外事業及びファシリティ関連事業等を含んでおります。

2. 美容・越境事業において、株式会社ビー・エイチを連結除外にしたことにより、のれんが201,204千円減少しております。

3. フィンテック・IoT事業において、のれんの減損損失285,005千円が計上されており、当期末残高にはのれんの調整額11,571千円が含まれております。

4. その他の区分の当期末残高には、のれんの調整額469千円が含まれております。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	再生可能 エネルギー 事業	フィンテック ・IoT事業 (注)2	IR事業	その他 (注)1	全社・消去	合計
当期償却額	-	11,740	9,932	2,251	-	23,923
当期末残高	-	-	27,313	4,127	-	31,440

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外事業等を含んでおります。

2. フィンテック・IoT事業において、のれんの減損損失152,621千円が計上されております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	45円95銭	28円72銭
1株当たり当期純損失金額()	206円34銭	84円15銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	-

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失金額() (千円)	2,670,515	1,544,389
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失金額() (千円)	2,670,515	1,544,389
普通株式の期中平均株式数(株)	12,942,134	18,351,997
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	-
(うち新株予約権(株))	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	-	-

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行及び第9回新株予約権の発行)

当社は、2019年2月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行を行うことについて決議いたしました。

1. 第三者割当による新株式発行

(1) 発行の概要

発行新株式数	普通株式 1,000,000株
払込金額	1株につき190円
払込金額の総額	190,000千円
増加する資本金の額	95,000千円
増加する資本準備金の額	95,000千円
募集又は割当方法	第三者割当による新株式の発行 割当先：後方支援投資事業組合 1,000,000株
申込日	2019年3月4日
払込期日	2019年3月4日

(2) 資金の使途

IR事業における新会社設立費用及びゲーミングマシン保有に係る費用

2. 第9回新株予約権発行の概要

(1) 募集の概要

目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,000,000株
新株予約権の総数	40,000個
新株予約権の発行価額の総額	12,800千円
行使価額	1株あたり190円
資金調達の額	772,800千円 (内訳) 新株予約権発行分 12,800千円 新株予約権行使分 760,000千円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。
資本組入額	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を資本準備金の額とする。
申込期日	2019年3月4日
割当日及び払込期日	2019年3月4日
行使期間	2019年3月4日（本新株予約権の払込完了以降）から2020年3月3日まで
募集又は割当方法	第三者割当の方法による 割当先：後方支援投資事業組合 40,000個

(2) 資金の使途

IR事業

ゲーミングマシンの保有に係る費用

再生可能エネルギー事業

太陽光発電所に係る仕入資金の一部

e-sports事業

e-sports事業者への投融資

(子会社の設立)

当社は、2019年2月14日開催の取締役会において、新たに子会社を設立することを決議いたしました。

1．設立の目的

当社グループで展開しておりますIR事業では、当社子会社であるLT Game Japan株式会社においてカジノ施設向けにゲーミングマシンの開発・製造・販売を行っており、今後、国内外において、ゲーミングマシン、施設、金融、不動産、コンサルティング等、IR事業の領域を拡大させていくことを計画しておりますが、現時点では具体的な計画等策定は行っておりません。また、当事業においては、ゲーミングマシンをレベニューシェア及びレンタル展開するとともに、ゲーミングマシンの管理をプラットフォーム化するピクセルカジノプラットフォームを構築し、運用していくことを予定しております。

このような事業環境のもと、レベニューシェア・レンタル事業開始及びピクセルカジノプラットフォーム開設に伴い、ゲーミングマシンの保有及び貸出やピクセルカジノプラットフォームの運営を目的に、新たに子会社を設立することいたしました。

2．設立する子会社の概要

名称	(仮称)ピクセルカジノ株式会社 (PIXEL CASINO INC.)
所在地	東京都港区六本木六丁目7番6号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 吉田 弘明
事業内容	・ピクセルカジノプラットフォームの運営 ・カジノ用ゲーミングマシンの取得・保有 ・プラットフォーム利用者向けにカジノ用ゲーミングマシンの貸出し・販売
資本金	20,000千円
設立年月	2019年3月～4月(予定)
出資比率	ピクセルカンパニーズ株式会社 100%

臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2019年2月14日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2018年4月2日提出）

1 提出理由

2018年3月30日開催の当社第32期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の今後の事業拡大に備え、事業目的を追加する。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、吉田弘明、本瀬建、伊地知宣雄、山元俊、金弘智を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、都築孝明を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第1号議案 定款一部変更の件	51,896	1,369	-	(注)1	可決 97.43%
第2号議案 取締役5名選任の件				(注)2	
吉田 弘明	51,282	2,014	-		可決 96.28%
本瀬 建	51,277	2,019	-		可決 96.27%
伊地知 宣雄	51,379	1,917	-		可決 96.46%
山元 俊	51,281	2,015	-		可決 96.28%
金 弘智	51,274	2,022	-		可決 96.26%
第3号議案 補欠監査役1名選任の件					
都築 孝明	51,450	1,846	-	(注)2	可決 96.59%

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

（2018年6月19日提出）

1 提出理由

2018年6月19日付「新株予約権の行使に関するお知らせ」において開示いたしました、当社第8回新株予約権の一部が行使されたことに伴い、当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの A - 1 投資事業有限責任組合

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	18,250個	10.03%
異動後	18,250個	9.64%

(3) 当該異動の年月日

2018年6月19日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 2,056,348,799円

発行済株式総数 普通株式 18,926,600株

（2018年8月13日提出）

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

2018年8月13日

(2) 当該事象の内容

営業損失（たな卸資産評価損）について

当社グループの再生可能エネルギー事業において、小形風力発電施設の認定ID取得等に係る費用をたな卸資産として計上しておりましたが、平成30年4月の固定価格買取制度見直しによるFIT価格引下げが行われたことにより、今後の設備機器価格の変動等情報収集や収益性の検討を行ってまいりました。これらの結果、小形風力発電事業の収益性低下が認められたため、「棚卸資産の評価に関する会計基準」に基づき評価を行い、小形風力発電に係るたな卸資産の評価損64百万円を売上原価として計上いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年12月期第2四半期の連結財務諸表において、たな卸資産評価損64百万円を営業損失に計上いたしました。

（2018年12月21日提出）

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2018年12月21日

(2) 当該事象の内容

個別決算

債権放棄損

当社は、連結子会社であるピクセルソリューションズ株式会社（以下、「PXS」といいます。）に対する貸付金の内、マイニング事業に関連したASICの取得に要した費用のうち99百万円を債権放棄し、債権放棄損99百万円を計上いたしました。なお、個別決算上で計上される当該損失は、連結決算において相殺消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

貸倒引当金繰入額

当社は、PXSに対する貸付金669百万円について、長期的には回収を図るものの、当該債権の回収可能性について、合理的かつ保守的に検討した結果、貸倒引当金繰入額426百万円を計上いたしました。当該貸倒引当金繰入額の計上により、PXSに対する貸付金は全額貸倒引当金を計上しております。なお、個別決算上で計上される当該損失は、連結決算において相殺消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

連結決算

減損損失

PXSは、PXSの所有する固定資産（マイニングマシン）について、ビットコインの市場価格の大幅な下落及びハッシュレートの急騰等により、市場及び事業環境の変化に伴う収益性の低下による減損の兆候が認められたことから、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき将来の回収可能性を検討した結果、75百万円を減損処理し、減損損失を計上いたしました。

当社は、PXSの業績がマイニングによる利益を除く営業利益132百万円（当初予想）から192百万円減少し60百万円の営業損失となる見込みとなったことから、超過収益力を合理的かつ保守的に検討した結果、同社に係るのれん152百万円を減損処理し、減損損失として計上いたしました。

貸倒引当金繰入額

PXSにおいて、当社が連結子会社化する以前から存在した同社役員に対する貸付金250百万円に対し、当該債権の回収については長期的に回収を図るものの計画に変更が生じたことから、その回収可能性について、合理的かつ保守的に検討した結果、貸倒引当金繰入額128百万円を計上いたしました。なお、当該貸付金については、前期において、貸倒引当金繰入額106百万円を計上しており、当該貸倒引当金繰入額の計上により234百万円の貸倒引当金を計上しております。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年12月期の個別決算及び連結決算において、下記のとおり特別損失を計上いたします。

個別決算

債権放棄損 99百万円

貸倒引当金繰入額 426百万円

連結決算

減損損失 228百万円

貸倒引当金繰入額 128百万円

（2019年2月14日提出）

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

個別決算における特別損失の計上について

(1) 当該事象の発生年月日

2019年2月14日

(2) 当該事象の内容

当社は、ピクセルソリューションズ株式会社（以下「PXS」）に対する未収入金55百万円について、長期的には回収を図るものの、当該債権の回収可能性について、合理的かつ保守的に検討した結果、貸倒引当金繰入額55百万円を計上いたしました。当該貸倒引当金繰入額の計上により、PXSに対する未収入金は全額貸倒引当金を計上しております。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2018年12月期の個別決算において、貸倒引当金繰入額55百万円を特別損失として計上いたします。

なお、当該貸倒引当金繰入額は個別決算上で計上され、当該損失は連結決算において相殺消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	2018年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第3四半期)	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	2018年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月30日

ピクセルカンパニーズ株式会社

取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	町出 知則	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 和輝	印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピクセルカンパニーズ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクセルカンパニーズ株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年1月16日に第3回新株予約権の一部について権利行使された。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ピクセルカンパニーズ株式会社の平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ピクセルカンパニーズ株式会社が平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 3月30日

ピクセルカンパニーズ株式会社

取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 町出 知則 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 和輝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているピクセルカンパニーズ株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクセルカンパニーズ株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年1月16日に第3回新株予約権の一部について権利行使された。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月9日

ピクセルカンパニーズ株式会社

取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 町出 知則

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているピクセルカンパニーズ株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年7月1日から平成30年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年1月1日から平成30年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ピクセルカンパニーズ株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成30年11月5日及び平成30年11月9日に第8回新株予約権の一部について権利行使された。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。